

飯塚市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成30年12月25日

飯塚市告示第395号

改正 R3-84

(趣旨)

第1条 地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、ブロック塀等の撤去を行う者に対して交付する補助金については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところとする。

(R3-84一改)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造その他これらに類するものをいう。)の塀(門柱・門扉・フェンスその他これらに類するもの及び土留めブロック部分を除く。)をいう。

(2) 道路 飯塚市耐震改修促進計画に位置付けた避難路(通学路その他市長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道を含む)をいう。

(3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者(国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体を除く。)をいう。

(R3-84一改)

(補助対象者)

第3条 この告示に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、ブロック塀等の撤去を行う所有者等とし、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 同一敷地において、この告示に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 本市の市税等(市税及び国民健康保険税をいう。)を滞納していないこと。

(3) 飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条に規定する暴力団員でない者又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(R3-84一改)

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、市内の道路に面し、道路面から頂部までの高さが1メートル以上のブロック塀等であって、次の要件のいずれかを満たすものの全部又は一部を撤去する工事とする。ただし、他の制度による補助金の交付を受けるものを除く。

(1) 別に定める診断カルテ(以下この条において単に「診断カルテ」という。)で40点未満のもの

(2) その他市長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 補助対象工事のうち一部を撤去するものについては、前項に規定する要件のほか、次の要件のすべてを満たすものでなければならない。

(1) 工事完了後に診断カルテで70点以上となるもの

(2) 工事完了後に高さが1.2メートル以下となるもの

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路内に存しないもの
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1敷地当たり補助対象工事に要する経費(ブロック塀等1メートル当たり8万円を限度とする。)の3分の2(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は16万円のいずれか低い額を限度とし、予算の範囲内で市長が決定するものとする。

(R3-84一改)

(事前協議)

第6条 補助対象者は、交付申請の前に、撤去工事の内容等について事前協議を行わなければならない。

(R3-84一改)

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助対象工事に着手する前に、書面により市長に申請しなければならない。この場合において、補助金に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、第17条のとおりとする。

(R3-84一改)

(補助金の交付又は不交付の決定)

第8条 市長は、前条による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、書面により申請者に

通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが認められない場合は、書面により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定の通知において、必要があるときは補助金の交付について条件を付することができるものとする。
- 4 申請者は、第1項の交付決定の通知を受けたのち、補助対象工事に着手しなければならない。

(R3-84一改)

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助対象工事を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(R3-84一改)

(交付申請の内容の変更)

第10条 申請者は、交付決定の通知を受けたのち、事情により交付申請の内容を変更するときは、速やかに書面により市長に申請しなければならない。

- 2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による変更申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を書面により当該申請者に通知するものとする。
- 4 交付決定額の変更を伴わない変更その他の軽微な変更が生じる場合は、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

(R3-84一改)

(実績報告)

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、補助対象工事完了の日から起算して30日を経過した日又は工事実施年度の2月末日のいずれか早い日までに書面により市長に報告しなければならない。

(R3- 一改)

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、報告に係る補助対象工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補

助金の額を確定し、補助金額確定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により申請者に対し通知するものとする。

(R3-84一改)

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(R3-84一改)

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第17条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 申請者は、第11条の規定による実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 申請者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告によ

り消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額のうち当該減じた額を超える金額)を速やかに書面により市長に報告するとともに、これを市に返還しなければならない。

(R3-84一改)

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年1月4日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示の規定により既に交付の決定を受けた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

(R3-84一改)

附 則(令和3年3月31日 告示第84号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定については、告示の日から施行する。